

第3回会議資料

宍粟市男女共同参画推進条例（案）策定にあたっての考え方

1 男女共同参画社会基本法に基づき策定するものであり、特に次の二つの要素について念頭におく

- (1) 男女が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会を実現していくためのシステムを実現すること
- (2) 組織の意思決定過程の中枢に女性が男性と対等に参画し、施策に女性の意見が反映されるシステムを構築すること。

2 性の多様性についての課題に対応する

性の多様性については、性の多様性と性別、ジェンダーは密接な関係があり、ジェンダーに縛られない自分らしく生きることができるシステムの実現をめざす本条例の中に取り入れていくべきだと考えている。性的少数者の困難の多くは、周囲の理解不足や偏見、差別的意識に基づくものであり、多様な性のあり方への理解促進に向けた取組みは早急に進めるべき課題であるため、条文の中で明記する。

3 次世代へ継承する視点を持つこと

この条例は、未来を担う子どもたちのための条例でもあり、子どもたちの教育に力を入れるという視点を盛り込む。

※懸念している点

・男女が平等に共同参画する社会を実現することは、最重要な課題であるため、「男女間の平等」と「性の多様性の課題」のバランスについて考慮が必要ではないか。

※条例名について

条例の内容を分かりやすく表すことは重要であるので、（案）にこだわるものではない。ただ、「参画」という言葉には、女性が意思決定の中枢に加わっていくという重要な意味が含まれており、また、「共同参画」は「平等」の先にあるものであって、意識の浸透をめざすのに「男女共同参画」はふさわしいと考える。しかし、新たな社会の転換という意味でも、良い名称（愛称的なものも含めて）があれば検討したい。

事務局案）・宍粟市男女共同参画推進条例

- ・宍粟市男女が平等に共同参画する社会づくり条例
- ・宍粟市はーと・シップ（男女共同参画）社会推進条例